二　車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。
三　車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。
四・五　（略）
2　回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　折り畳んだ車椅子を備えておくスペースが一以上設けられていること。
二・三　（略）
（乗降用設備）
第四十七条　船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。
二～四　（略）
（出入口）
第四十八条　旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　（略）
二　スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
2　車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　（略）
二　スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

二　車いす又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。
三　車いす又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。
四・五　（略）
2　回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　折り畳んだ車いすを備えておくスペースが一以上設けられていること。
二・三　（略）
（乗降用設備）
第四十七条　船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。
二～四　（略）
（出入口）
第四十八条　旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　（略）
二　スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
2　車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　（略）
二　スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

三　高齢者、障害者等が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下この号において「乗降場所」という。）が設けられていること。
イ～ハ　（略）
（客席）
第四十九条　航行予定時間が八時間未満の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　椅子席、座席又は寝台であること。
二～四　（略）
2　航行予定時間が八時間以上の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　椅子席、座席又は寝台であること。
二　椅子席が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。
三　（略）
（車椅子スペース）
第五十条　旅客定員百人ごとに一以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が八時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。
一　車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
二　車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
三　（略）
四　車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
五　車椅子を固定することができる設備が設けられていること。
六　車椅子スペースである旨が表示されていること。

三　高齢者、障害者等が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「乗降場所」という。）が設けられていること。
イ～ハ　（略）
（客席）
第四十九条　航行予定時間が八時間未満の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　いす席、座席又は寝台であること。
二～四　（略）
2　航行予定時間が八時間以上の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　いす席、座席又は寝台であること。
二　いす席が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。
三　（略）
（車いすスペース）
第五十条　旅客定員百人ごとに一以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを車いす使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が八時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。
一　車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
二　車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
三　（略）
四　車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
五　車いすを固定することができる設備が設けられていること。
六　車いすスペースである旨が表示されていること。